

## 第26回 教育研究評議会議事要旨

日 時：平成18年2月15日（水）13：30～15：20

場 所：事務局第1会議室

出席者：21名（欠席者3名）

### 第25回 教育研究評議会議事要旨について

学長から、議事要旨（案）のとおり確認された旨報告があった。

### 議 題

#### 1 平成18年度 大学院技術経営研究科専門職学位課程 システム安全専攻 合格者の選考について

学務部長から、資料1に基づき説明があり、審議の結果、次のとおり、これを承認した。

| 専攻名              | 合格者数 |
|------------------|------|
| 技術経営研究科 システム安全専攻 | 15人  |

引き続き、学長から、当該選考経過等について、次のとおり説明があった。

(1)入学試験の合格者については、本来は教授会の議を経て決定することとなっているが、①受験者の所属する複数の企業から、合格後の社内手続などを勘案し、合格発表の前倒しを強く要望されていること、②今回の選抜に当たっては、志願者数が定員と同数であったため、入学手続の状況によっては、初年度から定員割れを起こすことが懸念されることに伴い、第2次募集を実施する必要があること、などの理由により、今回に限り、教育研究評議会の議を経て合格者を決定し、本日16時に合格発表をすることとしたいので、この旨了承願いたい。

(2)本専攻については、①設置認可が昨年11月下旬であったことから、社会への周知が必ずしも十分に確保できなかったこと、②出願締切後、1月29日付の朝日新聞（全国版）の記事を見た複数の者から問合せが来ていること、などを考慮して、第2次募集を実施することとした。

ただし、この件については、文部科学省の了解を得ているわけではなく、あくまでも大学の責任において実施するものである。

また、西澤理事から、次のとおり説明があった。

○当初は、2月22日（水）の第336回 教授会（教授、助教授及び講師）の審議を経て合格者を決定することとしていたが、①入学定員が充足できる状況であれば、第2次募集を実施することは考えられないが、募集人員と受験者数が同数であり、しかも入学手続の段階で欠員を生ずる可能性も否定できないという特殊事情があること、及び②報道機関による全国報道が、出願締切後に行われたことにより、締切後も問い合わせが複数あることなどを考慮し、第2次募集を行うこととしたいので、本日この措置をとるに至ったことをご理解いただきたい。

なお、構成員から、当該選考経過等について、教授会で明確に説明してほしい旨の要望があった。

## 2 規則の改正について

事務局長から、資料 2-1 及び 2-2 に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。

## 3 教員の選考について

大石 電気系副系長（高田 電気系長の代理）から、資料 3 に基づき説明があり、審議の結果、次のとおり、第 336 回 教授会（教授）に付議することを了承した。

## 4 教員選考委員会の設置について

松本 環境・建設系長から、資料 4 に基づき説明があり、審議の結果、第 336 回 教授会（教授）に付議することを了承した。

## 5 助手の選考について

松本 環境・建設系長から、資料 5 に基づき説明があり、審議の結果、次のとおり、第 336 回 教授会（教授）に付議することを了承した。

## 6 平成 18 年度 非常勤講師の選考について

丸山理事から、資料 6 に基づき説明があり、審議の結果、第 336 回 教授会（教授）に付議することを了承した。

## 7 寄附講座教員（客員教授）の選考について

学長及び宮田 機械系長から、資料 7 に基づき説明があり、審議の結果、第 336 回 教授会（教授）に付議することを了承した。

## 8 学部学生の再入学について

丸山理事から、資料 8 に基づき説明があり、審議の結果、第 336 回 教授会（教授、助教授及び講師）に付議することを了承した。

### 教授会審議事項の報告

#### 1 平成 18 年度大学院工学研究科修士課程入学者選抜試験（第 2 次募集）合格者の選考について

#### 2 平成 18 年度大学院工学研究科博士後期課程入学者選抜試験（第 2 次募集）合格者の選考について

#### 3 平成 18 年度大学院工学研究科博士後期課程進学者の選考（新たに進学を志望する者の第 1 次選考）について

#### 4 平成 18 年度大学院工学研究科博士後期課程 9 月進学者の選考（第 1 次選考）について

#### 5 平成 18 年度大学院工学研究科修士課程（社会人留学生特別コース）入学者選抜試験合格内定者の選考について

#### 6 平成 18 年度大学院工学研究科博士後期課程（社会人留学生特別コース）入学者選抜試験合格内定者の選考について

学長から、上記 1 から 6 について、第 336 回 教授会（教授、助教授及び講師）

で審議する旨の報告があった。

## 報 告

### 1 総人件費改革について

西澤理事から、資料9に基づき、次のとおり報告があった。

①第6回 国立大学協会 関東・甲信越地区支部会議〔2月7日（火）開催〕において、文部科学省の石川高等教育局長及び小松国立大学法人支援課長から説明を受けた事項である。

②本来は、国家公務員の総人件費抑制に係る課題であるが、「行政改革の重要方針（抄）〔平成17年12月24日閣議決定〕」の中で「その他の公的部門の見直し（独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人）」についても、次のとおり言及されている。

イ) 主務大臣（文部科学大臣）は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人についても、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。

ロ) 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費削減を行うことを基本とする。これに加え、役員及び職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。

また、各法人の長は、これらの取組を含む中期計画を早期に策定し、主務大臣（文部科学大臣）は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。

ハ) 前記の取組を踏まえ運営費交付金等を抑制する。

ニ) 文部科学省の「国立大学法人評価委員会」は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し、厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の「政策評価・独立行政法人評価委員会」においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。

③実施時期について、政府全体としては、平成18年度から平成22年度までの5年間であるが、国立大学法人については、中期目標・中期計画の期間途中であることから、差し当たって、平成21年度までの4年間での目標数値を示すこととされた。

④人件費削減のベースとしては、平成16年度の法人化に当たって、運営費交付金を算定した際に、平成15年度までに定員措置されていた人件費をベースにして、人件費予算相当額を積算したことが、文部科学省、財務省及び国立大学を通じた唯一の共通認識の基礎であることにかんがみ、これを前提として、平成17年度の人件費予算相当額をベースに取り組むこととされた。

⑤平成22年度までに5%以上削減するということであるが、これを前提にして、平成21年度末時点の人件費が、5%削減が達成可能な状況であるかどうかで判断されるとのことである。

結果は、平成21年度末の決算で削減計画が達成されているかどうかを示すことが要請された。

⑥削減の対象となる人件費は、常勤の役員報酬並びに平成16年度に国から承継した常勤の教職員給与（基本給、諸手当及び超過勤務手当）のみとする。

⑦法人化後に新しく設置が認められたもの（本学の専門職大学院など）で新規増員が行われたものについても特別扱いはしない。すなわち、新規増員分も既存人員に含めた上で、さらに削減して、全体で平成17年度予算をベースとした、平成22年度末までに5%削減が達成できるよう、平成18年度から平成21年度末までの計画を立てて取組をすることが要請された。

⑧削減期間中、人事院勧告により減額改定があっても、当該減額分は削減計画に含めないこととする。

⑨3月7日（火）に開催される「国立大学法人評価委員会」総会に諮った上で、文部科学大臣は中期目標を変更し、中期計画の変更を認可することとなるが、この場合、あらかじめ各国立大学法人の意見を聴かなければならないこととなっているので、2月中に「中期目標の変更原案」及び「中期計画の変更案」を提出するよう要請があった。

⑩平成18年度の「運営費交付金」については、従前の効率化率（1%）で計上されているが、これに加え、平成19年度以降は人件費抑制に伴う削減率が課される懸念もないわけではない。

⑪本学の場合、ごく概数で言えば、5年間で約1億5千万円を減額しなければならないこととなる。

引き続き、学長から次のとおり説明があった。

①削減率については、各国立大学法人の事情により一律でなくてもよいこととし、所定の年度末までに目標を達成できればよいとのことである。

②本学の専門職大学院のように、新しく設置が認められ、人件費の新規増があった場合でも、それを含めて当初の削減額を達成しなければならない。

大規模大学であれば、これは僅差の範囲内であるが、小規模大学にとっては大変に深刻な問題である。

③削減の対象となるのは、常勤の役員及び職員であり、非常勤職員は含まれていない。

常勤の役員及び職員を減らして、非常勤職員を増やすことも考えられるが、それによって全体の人件費が増加することになれば、社会から認められるものではないとのことである。

④業務の一定部分を外部委託（アウトソーシング）する必要もあるとのことである。

⑤この閣議決定に従わず、独自の路線で運営していくこととすれば、政府及び文部科学省は「国立大学法人の民営化」を打ち出してくるであろう。

諸般の事情を考慮すれば、当然、閣議決定に従っていかなければならない。

⑥いずれ、常勤の役員及び職員の削減及び当該給与の削減について、厳しく検討していかなければならない。

⑦外部研究資金の受入れをもって、人件費に充てることができないとは明記されていないが、総体的に人件費の削減が顕著であると社会に認められることが重要であるとのことである。

2 国立大学法人における剰余金の翌事業年度への繰越しに係る承認について  
会計課長から、資料 10 に基づき報告があった。

3 外部研究資金受入状況について  
研究推進課長から、資料 11 に基づき報告があった。

4 学術交流協定の締結について  
国際課長（石崎副学長の代理）から、資料 12 に基づき報告があった。

## 5 委員会報告

### (1) 教務委員会

①学術交流協定に基づく学生の受入れについて  
丸山理事から、資料 13 に基づき報告があった。

## 6 その他

### (1) 施設・環境の整備について

①学生宿舎の暖房等について  
学長から、次のとおり報告があった。

イ) かつて、冬季の間は、学生が実務訓練へ出掛けるなどして、学生宿舎内の多くの部屋が不在となり、わずかの学生が残留している状況であっても、全館スチーム暖房を実施していたが、現在、2月から3月までの期間は暖房の運転を停止している。

ロ) 全館暖房をすることで、宿舎残留の学生に経費を負担してもらうことを学生に提案したら、不在学生の部屋の分まで経費負担を強いられるのは遺憾である旨の回答があり、暖房を停止することとした経緯がある。

ハ) 文部科学省の通達「学寮における経費の負担区分について」によれば、「私生活のために使用する暖房の料金など光熱水料は、寮生が負担するのが適当と考えられる。」と記されている。

ニ) そこで、火災の心配があるので、ガス及び石油の暖房器具は使用禁止とし、電気暖房器具のみを使用可としたが、先般、電気ストーブによる火災（ぼや）が発生した。

ホ) 現在、学生宿舎の電気容量が小さいので、個別の電気暖房需要に対応でき

ていない。将来的には、容量を引き上げたい。

へ) また、火災が発生したことを考慮して、急遽スチーム暖房運転を再開したが、運転費用が相当に高額であるとともに、文部科学省の通達に違反することとなる。

さらに、これが前例となれば、学生宿舎以外の民間アパート等に居住している学生との機会不均等の問題が生ずる。

ト) 現在、学生と大学とで、暖房費用について交渉をしている段階にある。

## ②その他の施設・環境整備等について

学長から、次のとおり報告があった。

イ) 今年の大雪により、学生宿舎の非常口が塞がれてしまった。火災等の際に使用できないこととなると、大学側の管理責任問題となるので、速やかに底を取り設けた。

ロ) また、学生用トイレ、講義棟出入口における身障者用スロープ、及び個別冷暖房など、予算を考慮しながら年次計画で順次改修を行っていきたい。

ハ) その他、気が付いた事項があれば、連絡願いたい。

## (2) その他

構成員から、平成 18 年度から大学院 技術経営研究科が発足するに当たり、教授会の運営方法がどうなるかとの質問があり、学長から、基本的には、それぞれの研究科で教授会を開催することとなるが、「工学部(工学研究科)」と「技術経営研究科」との間で構成員数に著しい格差があるので、運用について工夫・検討の必要がある旨の説明があった。

以 上